

## 自転車通行空間を整備



## 自転車・歩行者が安全に通行できる道路へ

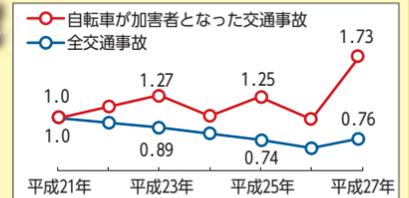
▲北砂2丁目に整備されたピクトグラム

区では、平成28年3月に策定した「江東区自転車利用環境推進方針」に基づき、広域自転車通行ネットワークの早期構築を目指しています。平成28、29年度は検証段階として、東陽町駅周辺および砂町北部周辺等の区道に整備を行います。将来的には区道の約半分を整備する予定です 問 交通対策課 交通係 ☎3647-4784、FAX3647-9287

### 減らない! 自転車が増える交通事故

江東区内の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車が増える交通事故は依然として減っていません。

区内事故件数の推移 (平成21年を1としたときの指数)



### 自転車が通行する場所を道路上に表示

自転車は「車道が原則、歩道は例外(※)」です。自転車と歩行者の通行エリアを分け、自転車が車道を走る際の安全を確保するため、自転車の通行すべき場所を右のようなピクトグラム等で道路上に明示します。

#### ※自転車で歩道を通行できる例

- 自転車の運転手が13歳未満の児童や70歳以上の高齢者のとき
- 「普通自転車の歩道通行許可」の標識があるとき
- 安全に車道を走れないと感じたとき



▲「普通自転車の歩道通行許可」の標識

#### 【歩道通行の方法】

自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を、徐行して進行しましょう。また、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しましょう。

#### 自動車ドライバーの皆さんへのお願い

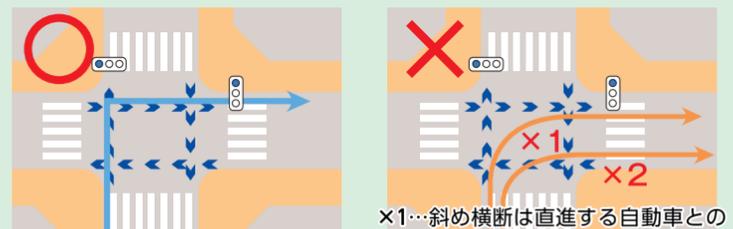
自転車は車道の左側を走行します。通行の支障となる駐車はしないようお願いします。

#### 通行方法

車道の左寄りを、路面標示の向きに沿って通行しましょう。逆走は対向自転車との衝突の原因となります。

交差点では、できる限り道路の左側に寄り、交差点の側端に沿ってゆっくり曲がります。信号機のある交差点では、青信号に従って進みましょう。

※路面標示がないところも同様の方法で通行しましょう。



×1...斜め横断は直進する自動車との交通事故の原因となります。  
×2...右側通行は道路交通法違反です。

### 交通ルールを守って快適に走ろう

#### 【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを点灯/交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤ こどもはヘルメットを着用